

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>発行者やその完全子法人の役職員等「のみ」に割り当てられる特定譲渡制限付株式については、ストックオプションの付与と同様、金融商品取引法第4条第1項第1号に規定する政令で定める場合」として、金融商品取引法施行令において届出免除とすべきではないか。</p>	<p>本件は、会社役員等への特定譲渡制限付株式の付与を第三者割当から除外し、特記事項を不要とすることを内容とするものです。</p> <p>特定譲渡制限付株式についてもストックオプション同様に届出免除すべきとの御指摘ですが、ストックオプションの発行においてはストックオプション自体に譲渡制限が付されている一方、特定譲渡制限付株式については、必ずしもそれ自体に譲渡制限が付されるものではなく、譲渡制限の実効性を確保するための枠組みも十分には整備されていないなどの点が異なることに留意する必要があると考えられます。</p>
2	<p>株式報酬として、所得税法施行令の特定譲渡制限付株式に該当する場合のほかにも、業績連動発行型のPerformance Shareなど、税法上の特定譲渡制限付株式に該当しない場合が想定される。東証の会社情報適時開示ガイドブックの改訂においては、「株式報酬として株式の発行に係る募集又は自己株式処分に係る募集を行う」場合と広く捉えており、今回の府令改正も同様の範囲とすべきではないか。</p>	<p>本件は、会社役員等への特定譲渡制限付株式の付与を第三者割当から除外し、特記事項を不要とすることを内容とするものです。</p> <p>なお、ご指摘のとおり、会社役員等に株式報酬を付与する方法には様々なものがありうると考えられ、これらに係る個別の割当先等の開示の要否については、第三者割当について特記事項の記載が要求されている趣旨等に照らして個々に判断が行われるべきものと考えます。</p>
3	<p>特定譲渡制限付株式を第三者割当の定義から除外することにより、既に除外されているストックオプションと並び、インセンティブを柔軟に付与することが可能となる。経営陣に適切なインセンティブを与え、コーポレートガバナンス強化を支援することによって、日本経済の活性化に資するものと考えことから今回の改正案を全面的に支持する。</p>	<p>本件に対するご評価として承ります。</p>
4	<p>特定譲渡制限付株式の割当てを「第三者割当」の定義から外すこととする場合、取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しない行為を示す開示ガイドラインB2-12の適用がなくなる。上場企業が特定譲渡制限付株式を導入することを一般に公表し、株主総会に付議し、その承認を得ることは、総会承</p>	<p>特定譲渡制限付株式の割当の場合には、開示ガイドラインB2-12①に規定されているような、割当予定先の概況を把握することを目的とした届出前の割当予定先に対する調査等の行為が行われなため、開示ガイドラインの上記規定については適用の必要がないものと考えます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>認後速やかに特定譲渡制限付株式の割当てを行う予定であることを明らかにしていても、届出前勧誘行為に該当しないという理解でよいか。</p>	<p>なお、最終的には、有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等に該当するか否かについては、株式報酬の付与対象者に対する勧誘の有無に応じて、個別に該当性を判断していただくこととなりますが、一般論としては、特定譲渡制限付株式制度を導入することのみを株主総会において決議することは、有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等には該当しないことが多いものと考えられます。</p>
5	<p>「第三者割当」に該当しないこととする場合、ストックオプションにおいて有価証券届出書を提出する場合に準じて、割当先の氏名・住所及び割当株式数の個人内訳は、有価証券届出書において記載する必要はないとの理解でよいか。</p>	<p>ご指摘の「株式割当契約」の内容が定かではありませんので、その点に関してはお答えいたしかねますが、本件は、会社役員等への特定譲渡制限付株式の付与を第三者割当から除外し、特記事項を不要とすることを内容とするものです。</p>
6	<p>「第三者割当」に該当しないこととする場合、発行者と割当先との間で締結する株式割当契約の内容については、有価証券届出書において特に記載が求められないとの理解でよいか。</p>	
7	<p>役員等に対する株式報酬制度の導入当初時点では株式を付与せず、一定の業績評価期間終了時に予め定めた業績達成条件に基づいて発行会社から役員等に金銭報酬債権を付与し、株式を交付する場合、制度導入を株主総会に付議するための取締役決議及びプレスリリースでの公表を行った時点や、当該株主総会にて報酬の承認決議を得た時点等での金商法上の開示の取扱いを明確化してほしい。</p>	<p>本件は、開示府令の改正に伴って必要な範囲で開示ガイドラインを改正するものです。</p> <p>なお、ご指摘の方法による株式報酬制度についての金商法第4条第1項所定の有価証券の募集又は売出しへの該当性は、最終的には個別に判断していただくこととなりますが、一般論としては、当該制度を導入することのみについての取締役会決議、プレスリリース、株主総会決議は、有価証券の募集又は売出しに該当しないことが多いものと考えられます。</p>